

千葉県
市民自治による
まちづくり条例

条例に書いてある
ことは何？
わたしたちは何を
するの？
市は何をするの？

前文

地方分権の進展による自治の拡充と公共の領域を担う多様な主体の活動の広がり背景として、市は、市民参加と協働の推進を図り、市民主体の活力あるまちづくりの実現を目指してきました。その結果、わたしたち（市内に住むもの、市内で働くものと学ぶものや市内で活動する団体、企業、学校等）は豊かな知識や社会経験を生かし、個人では解決できない、社会の課題の解決に向けて主体性を発揮するようになりました。

一方、わたしたちを取り巻く社会経済情勢の変化とともに人々の価値観や生活様式が多様化し、個人では解決できない社会が取り組むべき課題が増大しており、行政サービスだけにこれらの課題の解決を委ねることは、困難になっています。そのため、わたしたちが地域が抱える個々の課題にきめ細かく対応していく必要があります、自ら地域の実情に合ったまちづくりをすることが求められています。

そこで、わたしたちは、まちづくりの出発点はわたしたち自身であると考え、地域の課題を「ジブンゴト」として捉え、情報を収集し、知識を得て、それらを活用します。そして、市とともにできることを話し合い、できないことや本当に必要なことを発信し、共有し、地域と緩やかなつながりを持って、ほどよい「おせっかいの精神」で助け合うことを目指します。

わたしたちは、一人一人がこれらの想いを共有し、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、わたしたちが主体となり、地域の実情に合ったまちづくりにできるところから取り組みます。そして、次の世代のために、誇りと愛着を持ち、幸せを感じながら安全安心に住み続けることができ、人と人とのつながりを感じることができる「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現するため、ここに、この条例を制定します。

前文に込めた思い

すべては“将来に引き継ぎたいと思えるまち”を実現するため
キーワードは“わたしたち”と“ジブンゴト”

- まちづくりの**出発点はわたしたち自身**であり、地域の課題を“ジブンゴト”として捉えます。そして、“ほどよい**「おせっかいの精神」**”で助け合います。そうした想いをわたしたち一人一人が共有し、**できるところからまちづくりに取り組んでいきます。**

第2条 定義

(1) まちづくり

(2) 市民自治

(3) 市民参加

(4) 協働

(5) 町内自治会

(6) 市民活動団体

(7) 地域運営委員会

(8) 事業者

(9) 市長等

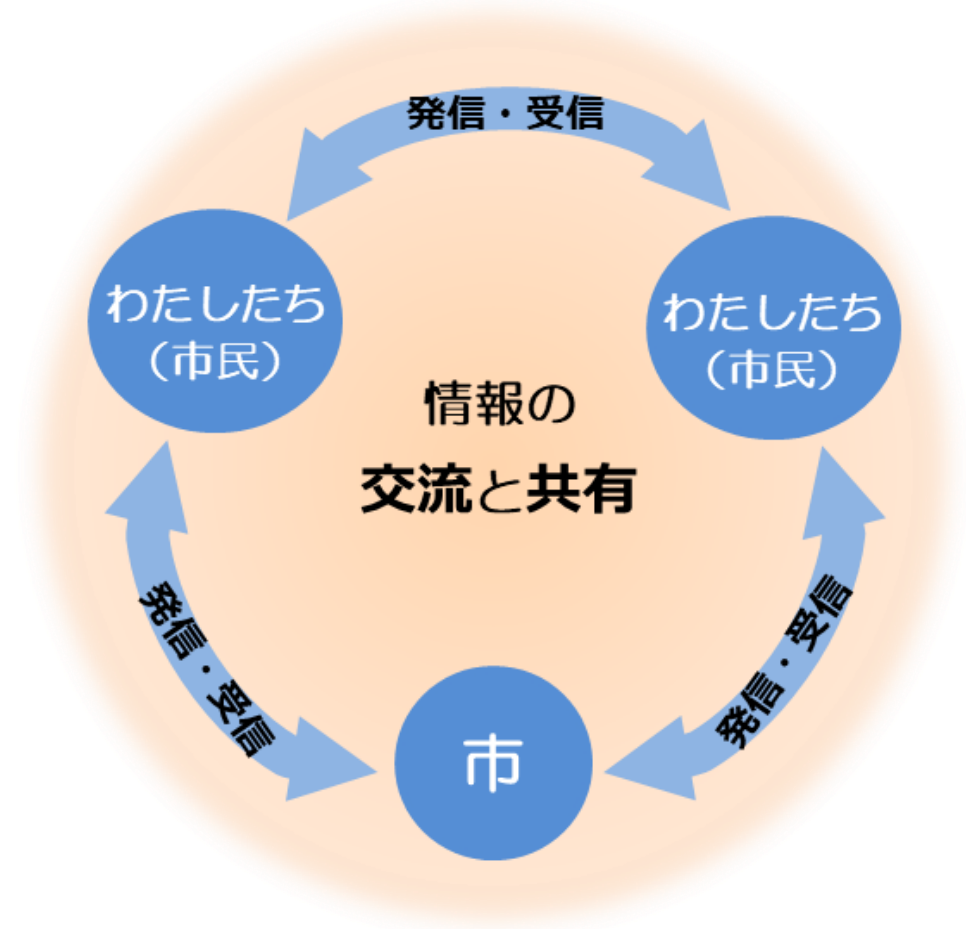
(10) パブリックコメント手続き

情報の交流と共有のイメージ図

第3条 まちづくりの基本理念

POINT

- 「まちづくりの基本」は次の2つです！
わたしたち一人一人が地域の実情に合わせて
- ＜基本①＞ 市民参加と協働に取り組むこと。
- ＜基本②＞ できるところから自立的に活動して取り組むこと。



第4条 市民の役割

POINT

- ▶ **わたしたち「市民」**の主な役割は、次のことに努めることです。
- ＜役割①＞ **市民参加と協働の機会を積極的に活用**すること。
- ＜役割②＞ **できるところから自立的に活動**すること。
- ＜役割③＞ **地域や市政に関心**を持つこと。⇒**まちづくりの第一歩**です。
- ＜役割④＞ **地域と緩やかにつながり**を持つこと。⇒**まちづくりの輪が広が**ります。

第5条 町内自治会の役割

POINT

- ▶ わたしたちのうち「**町内自治会**」の主な役割は、次のことに努めることです。
 - <役割①> 地域内の**交流や親睦**を図ること。⇒わたしたちが**緩やかなつながり**を持つきっかけになります。
 - <役割②> **わたしたちの意見**や**市政に関する情報**を**収集し、発信**すること。
⇒わたしたちと市の**つなぎ役**です。
 - <役割③> **自らの情報を発信**すること。⇒**活動の理解**への近道です。

第6条 市民活動団体の役割

POINT

- ▶ わたしたちのうち「**市民活動団体**」の主な役割は、次のことに努めることです。
 - <役割①> **情報・知識、専門性**を生かしたまちづくりをすること。
 - <役割②> 地域の課題等の解決のために**情報収集**すること。
 - <役割③> **自らの情報を発信**すること。⇒**活動の理解**への近道です。

第7条 地域運営委員会の役割

POINT

▶ わたしたちのうち「**地域運営委員会**」の主な役割は、次のことに努めることです。

<役割①> **構成団体間**でそれぞれの活動内容を理解し、**情報を共有**すること。

⇒円滑な連携につながります。

<役割②> **地域の課題を調査し、把握**すること。⇒**適切な取組**につながります。

<役割③> **自らの情報を発信**すること。⇒**活動の理解**への近道です。

地域運営委員会のイメージ



第8条 事業者の役割

POINT

▶ わたしたちのうち「**事業者**」の主な役割は、次のことに努めることです。

<役割①> **地域の活動や市の施策に協力**すること。

⇒事業者も地域の一員です。

<役割②> **まちづくりに取り組む従業員に配慮**すること。

⇒従業員も地域の一員です。

第9条 市の責務

POINT

▶ わたしたちを支える「市」の主な責務は、次のとおりです。

〈責務①〉 **わたしたちの意見や提案を的確に把握し、市の施策に反映させるよう努めること。**

〈責務②〉 **市民参加や協働の機会を積極的に提供**するよう努めること。

〈責務③〉 わたしたちや市職員に**市民自治に関する啓発、研修等**を行うこと。

〈責務④〉 市政に関する**情報を積極的に提供**し、わたしたちの**意見や提案に誠実に応答**すること。

〈責務⑤〉 **市民自治に対し、適切に支援**するよう努めること。

〈責務⑥〉 市民自治の推進に当たり、**議会の権限や役割を尊重**すること。

すすむオープンデータ ～変わる情報公開のあり方～

「オープンデータ」とは、行政が持つデータのうち、コンピュータで読み取れる形式で、かつ、誰もが二次利用可能である旨の著作権意思表示を行い、公開されたデータのことです。
市では、オープンデータ推進の意義を次のように考え、活用に関する取組を推進しています。

【オープンデータ推進の意義】 市政の透明性と信頼性の向上、市民生活の利便性の向上、市民協働の推進、新産業の創出・市内経済の活性化